

# 「生活困窮者自立支援制度」について

## 1. 生活困窮者自立支援制度とは？

生活に困窮している人を支援する

「第2のセーフティネット」



第1のセーフティネット

- ・ 社会保険制度
- ・ 労働保険制度

第2のセーフティネット

- ・ 生活困窮者支援

第3のセーフティネット

- ・ 生活保護制度

平成 25 年に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成 27 年 4 月より全国で制度が実施されています。

わが国では安定した雇用を土台に「社会保険制度」や「労働保険制度」が「第1のセーフティネット」としてあります。また、万一のときにも最終的に「生活保護制度」が「第3のセーフティネット」として皆さんに安心を提供してきました。

しかし、近年の雇用状況の変化から、それだけでは安心した国民生活が支えられなくなってきており、生活保護に至る前に早期の支援を行う「第2のセーフティネット」を構築する必要がありました。それが「生活困窮者自立支援制度」です。

## 2. どのような方が対象？

生活保護を受けている方以外で、生活に関する仕事・お金・暮らしなどの悩みを抱えている方への支援を行います。

経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方、働いた経験がなく不安な方、引きこもりやニートで悩んでいる方、またそのご家族の方など生活に困っている方はどなたでもご相談ください。

※ご相談例は表紙のチラシをご覧ください。